第830回宮城県教育委員会定例会日程

日 時:平成24年7月13日(金)午後1時30分から

場 所: 県行政庁舎 16階 教育委員会会議室

- 1 出席点呼
- 2 開 会 宣 言
- 3 第829回教育委員会会議録の承認について
- 4 第830回教育委員会会議録署名委員の指名
- 5 専決処分報告

(1) 職員の人事について

(教職員課)

6 議 事

第1号議案 県立高等学校将来構想審議会委員の人事について (教育企画室)

第2号議案 職員の人事について (教職員)課)

第3号議案 学校教職員人事異動方針の改正について (教 職 員 課)

- 7 課長報告等
- (1) 県立光明支援学校における児童の事故について (特別支援教育室)
- (2) 平成24年度公立高等学校入学者選抜学力検査の分析結果について (高 校 教 育 課)
- (3) 平成25年度宮城県公立高等学校入学者選抜について (高 校 教 育 課)
- (4) 柴田高等学校における火災事故について (高 校 教 育 課)
- 8 資料(配付のみ)
- (1) 平成24年3月高等学校卒業者の就職内定状況について (高校教育課)
- (2) 学校の屋外プール水質サンプリング検査結果について (スポーツ健康課)
- (3) 特別展「3. 11漫画家の祈りと激励展−東日本大震災文庫展Ⅱ−」について

(生涯学習課)

- 9 次回教育委員会の開催日程について
- 10 閉 会 宣 言

第830回教育委員会定例会会議録

- 1 招集日時 平成24年7月13日(金) 午後1時30分から
- 2 招集場所 教育委員会会議室
- 3 出席委員 勅使瓦委員長,佐々木委員,庄子委員,佐竹委員,髙橋教育長 (青木委員欠席)
- 4 説明のため出席した者

伊東教育次長,熊野教育次長,安住学校運営管理監,大山総務課長,髙橋教育企画室長,加藤福利課長,寺島教職員課長,鈴木義務教育課長,佐々木特別支援教育室長, 氏家参事兼高校教育課長,菊田施設整備課長,松坂スポーツ健康課長,西村生涯学習課長,後藤技術参事兼文化財保護課長外

- 5 開 会 午後1時30分
- 6 第829回教育委員会会議録の承認について
- 委 員 長 (委員全員に諮って)承認する。
- 7 第830回宮城県教育委員会定例会会議録署名委員の指名,議事日程について
- 委 員 長 佐々木委員及び佐竹委員を指名する。 本日の議事日程は、配付資料のとおり。
- 8 秘密会の決定
 - 5 専決処分報告
 - (1) 職員の人事について
 - 6 議事
 - 第1号議案 県立高等学校将来構想審議会委員の人事について
 - 第2号議案 職員の人事について
- 委 員 長 専決処分報告及び議事の第1号議案から第2号議案については、非開示情報が含まれていることから、その審議等については秘密会としてよろしいか。

(委員全員異議なし)

この審議等については、秘密会とする。

- ※ 会議録は別紙のとおり。(秘密会のため非公開)
- 9 議事
- 第3号議案 学校教職員人事異動方針の改正について

(説明者:教育長)

第3号議案について、御説明申し上げる。

資料は、6ページから9ページとなる。

資料8ページを御覧願いたい。学校教職員の人事異動について、その基本的な方針を定めたものであり、現在の方針は平成19年に定め、平成20年度の人事異動から適用してきたが、この度、東日本大震災等を踏まえ、震災復興に向けた教職員体制の充実強化等の視点を盛り込むことにより、本県教育の更なる充実を図ろうとするものである。

資料 9 ページを御覧願いたい。具体的な改正内容は主に、次の 3 点となる。 1 点目は、「I 」にあるように、人事異動の趣旨・目的として、教職員の資質向上を明記した。次に、 2 点目であるが、「II 」の「2 」にあるように、広域の人事異動とともに、校種間の交流の推進を明記した。市町村立学校と県立学校等と

の交流を積極的に行い,教員として多様な経験をさせることによって,その資質向上が図られるものと考えている。 3点目は,「II」の「6」として,「東日本大震災からの速やかな復興に向け,被災地域にある学校の教職員体制の充実強化に努める。」ことを新たに明記した。これまでも,東日本大震災からの教育の復興を最優先課題として取り組んできたが,来年度についてもその基本方針を引き継ぎ,教職員体制の充実強化に努めてまいる。

その他, 文言の整理等, 所要の改正をしている。

なお,この方針は平成24年度末を含めた平成25年度の異動から適用することとし,市町村教育委員会や各教育事務所,各県立学校等,関係者とも十分に認識を共有しながら人事異動を進めてまいりたいと考えている。

よろしく御審議のほどお願い申し上げる。

(質疑)

委員 長

「Ⅱ」の「6 東日本大震災からの速やかな復興に向け、被災地域にある学校の教職員体制の充実強化に努める。」について、現時点では教職員の加配により対応している学校が多いと思うが、その趣旨は、今後もできる限り継続し、復興するまでの当面の間はしっかりと対応するとの考え方と捉えていいか。

教 育 長

現在、子どもたちの心のケア、被災地域の指導の充実として、県内で計200人超の加配を国から頂戴している。特に、子どもたちの心のケアに係る加配については、来年度以降も必要であると考えていることから、国に対しては、継続的な加配措置を要望していくこととしている。また、それに併せて、この人事異動方針に「被災地域にある学校の教職員体制の充実強化」を明記することにより、例えば、これまでの異動では、新規採用の教職員を沿岸部の学校に配置することもあったが、今後は、ベテランの教職員を沿岸部の学校を中心に配置し、初任者の教職員はそれ以外の場所を中心に配置することを基本として、教職員の出身地や人事的な配慮を要する部分等も考慮しつつ、人的な体制を整えていくこととしている。平成24年度の定期人事異動についても、そのような考え方を基に配置した部分もあるが、今回提案した人事異動方針にそれを明記することにより、今後当分の間は、より明確な人事配置を進めることとしている。

佐 竹 委 員

職員の人事異動に関する希望となるが、被災地域の学校に赴く先生方のメンタル面について、志教育を推進する観点から、それに向き合う先生方の志の部分にも重きを置くよう配慮頂きたい。新任であることを理由に被災地域の学校を避けるのではなく、新任であるからこそ、新たな視点による学校現場の活性化が図られる場合もあると思われるので、そのようなことも踏まえた上、志高く、勇気を与えられるような教育が展開されるような人事配置に心掛けて頂きたい。

佐々木委員

「Ⅱ」の「2」に記載されている「校種間交流」について、何らかの問題が発生した際の具体的な指導主体や責任の所在等、先生方に対する管理責任はどうなるのか。

教 育 長

基本的には、所属する学校の管理下で業務に当たることから、県立であれば県立学校の校長、市町村立の小・中学校であれば、その学校の校長先生の管理下となる。仮に、小・中学校で何らかのトラブルが発生した場合には、市町村の教育委員会が服務監督することとなるため、そのような視点からは、服務監督権が県立学校と市町村立学校で異なることとなる。

佐々木委員

大変残念なことではあるが、教職員の服務上の問題を耳にする機会が少なくないことから、その際の指導体制や監督体制について、事前に明確にしておく必要があるものと思い伺った。そのような事案が発生した際に、いわゆる指導体制の狭間に入ってしまう方々が発生しないよう十分に配慮してほしい。

教 育 長

委員御指摘のとおり、その点は十分留意する必要があるものと考えている。今回の校 種間の交流は、例えば、高校の先生が中学校に配属された場合、その中学校での勤務を 広い意味での研修として捉え、再び高校に戻った際に、学校現場における指導等にその 経験を活かしてもらいたいとの趣旨で配置するものである。その目的を実現できるよう、県教育委員会と市町村教育委員会の連携を密にしておく必要があり、その意志疎通をこれまで以上に図った上で、良い形の校種間交流となるよう取り組みたい。

庄 子 委 員 教 職 員 課 長 校種間交流の理想的な期間について、何年程度を想定しているのか。

校種間交流も人事異動であるため、必ずしも固定化された期間が設定されているものではないが、先ほど教育長が申し上げたような中学校・高等学校間における交流として、研修的な意味合いから考えれば、例えば3年程度等となるが、あくまでも県全体を見据えた総合的な人事配置の中で考えていくこととなる。

委 員 長

仙台市を含む広域にわたる交流となっているが、一度仙台市に配属になると、次の異動先も仙台市を中心に考える先生が多く、なかなか郡部を希望しないとの現状があると思われる。人事異動においては、本人の異動希望も考慮すると思うが、ある程度の期間を区切る等、どのような考え方により配置することとなるのか。

教職員課長

仙台市との人事交流に係る御指摘であるが、仙台市は政令指定都市であり、任命権が 異なることとなるため、県と仙台市で協議をしながら進めていくこととなる。県全体の 人事配置を考えると、仙台市と仙台市以外の市町村との交流も進めていく必要があるこ とから、仙台市にも県の事情を御理解頂きながら、密接に情報共有しながら配置を検討 していくこととなる。

佐 竹 委 員

「Ⅱ」の「2 特に市部と郡部,へき地指定地域とその他の地域との交流を推進する。」 の「交流」とは具体的にどのように捉えればいいか。

教職員課長

単に「交流」と表記しているが、例えば、へき地にある小規模な学校を経験した者については、次は規模の大きな学校に配置する等、多様な経験を積みながら教職員としての力をつけていくとの趣旨で表記しているものである。

委員 (委員全員に諮って)事務局案のとおり可決する。

10 課長報告等

(1) 県立光明支援学校における児童の事故について

(説明者:特別支援教育室長)

県立光明支援学校の給食指導中に発生した事故について、御報告申し上げる。

資料1ページを御覧願いたい。発生日時であるが、6月22日(金)、午後0時10分頃であり、発生場所は本校小学部のプレイルーム、事故にあった児童は小学部3年の男子児童である。

「4 事故の概要」であるが、給食指導中、児童が給食で提供されたオレンジを喉に詰まらせ、心肺停止状態に陥り、救急車で病院に搬送されたが、現在も意識不明の重体が続いているものである。

本児童は、重度の重複障害を有しており、車いすに座らせた状態で、正担任が1対1で給食指導を行っていた。事故発生時の対応と経過であるが、当時は11時30分に給食が始まり、献立は、五目中華飯、おかず、汁物、そして果物としてオレンジ1/6カット程度が提供された。本児童の食事については、「小きざみ食」といわれる、挽肉を更に少しつぶした程度のきざみ食を基本としているが、オレンジを含め、果物の種類によっては、手でカットし、押しつぶして与えていた。主食及びおかずを1/3程度食べさせた後、デザートとしてオレンジを食べさせ、一房目を食べ終え、二房目を食べさせた午後0時10分頃、喉に詰まらせたものである。担任は、背中を強く叩いたが、状態が改善しないことから、児童をプレイルームから教室に運び、他の教師に助けを求め、看護師控室と保健室に児童の状況を連絡した。同時に、近くにいた小学部主事が教頭に連絡し、教頭は、午後0時12分に救急車を要請し、同17分頃救急車が到着した。事故発生から救急車が到着するまでの間、看護師や養護教諭、教頭等が気道の確保を試みたが、確保することができず、その後、救急車が到着し、救急隊員により異物が除去され、病院に搬送された。病院到着まで心肺停止状態は続き、病院到着後に心臓は動き出したものの、自発呼吸はなく、現在も集中治療室に入院中であり、重篤な状態である。

次に,「5 事故後の学校の対応と再発防止に向けて」である。学校では, 6月26日に学校関係者が

治療に当たった医師から状況を聞いた上で、6月27日に保護者説明会と記者発表を行ったところであり、 給食指導の在り方を再度、見直し、これまで以上に安全の確保を最優先とした給食指導を行うため、保護 者一人ひとりと個別に確認することとしている。また、県教育委員会としても、6月26日付けですべて の県立特別支援学校長あて通知を行い、障害の種別や程度を踏まえた安全の確保を最優先に、給食指導の 実施形態について、あらためて検証を行うとともに、家庭との連絡を密にし、児童生徒一人ひとりの体調 を把握しながら、安全な給食指導の実施について万全を期すよう指示したところである。併せて、6月2 9日に臨時に特別支援学校長会議を開催し、これらの点について徹底するよう指示している。

今回、学校給食中にこのような事故が発生し、大変申し訳なく思っている。事故に遭われた児童の一日も早い回復を祈るものである。

今後は、再発防止策を徹底し、二度とこのようなことが起こることがないよう、万全を期してまいりたいと考えている。

本件については、以上のとおりである。

(質疑)

委 員 長

この児童は、現時点でも状態に変わりはないのか。

特別支援教育室長変化はない。

委 員 長

早く意識が戻られることを願う。

佐 竹 委 員

小学部プレイルームで給食を1対1で食べさせていたとのことであったが,今回の事 故発生時は,この児童と先生だけだったのか。

特別支援教育室長

給食時に小学部プレイルームを使用しているのは、小学部の重度重複の子ども達の学級であり、19人の子ども達であり、そこで10名の教員、2人の看護師が給食指導を行っていた。

佐 竹 委 員

事故後の対応に関しては理解できたが、事故に遭った児童の家族への連絡や、その家族に対するケアはどのように行ったのか。

特別支援教育室長

当日,その児童を救急車で病院に搬送したが,救急車に同乗した教頭が家族へ連絡した。その後,児童の母が病院に駆けつけ,そして,児童の父も駆けつけて頂いた。その後,校長や教頭が,毎日病院にお見舞いに行き,家族とも面談しているが,御家族の皆様もだいぶ動揺されていると聞いている。

佐 竹 委 員

事故の経緯等の事情を説明していると思うが、御家族から、事故に係る御理解は頂けているのか。

特別支援教育室長

この事故の概要については御理解頂いているものと思われるが、やはり精神的な面で、十分に落ち着いて考えられない部分もあると思われるので、そのような状況を踏まえた上で、十分理解して頂けるよう誠心誠意の対応をしてまいりたいと考えている。

佐 竹 委 員

10人の職員が19人の生徒を指導しているとのことであったが、今後の再発防止に向けて、その人数で足りるのかどうか。また、その対応に係る協議等はどのように進んでいるのか伺いたい。

特別支援教育室長

重度重複の学級は、通常は児童3人に担任1人の配置となっているが、この学級については、児童4名に対して教員2人を配置しており、他の学級に比べると手厚い指導体制となっていた。そう言った意味では指導体制は十分であったものと考えているが、食事の形態が"きざみ食"であったことから、食事の体制が現状のままで良いのかどうか、保護者と十分話し合いを進めながら安全な給食指導に努めてまいりたいと考えている。

佐々木委員

食事について、挽肉をさらに刻んだ状態で与える必要があるということは、ほとんど 咀嚼できない子どもであると想像するが、その子にオレンジの房を提供することは正直 無理があったのではないかと思う。今回の事故は、その子がオレンジを取って食べてし まった訳ではなく、1対1で対応していて提供したことから、その子の障害の状況や指 導面について、あまり慣れていない先生が担当していたのではないか、特別支援に対す る十分な教育や訓練を受けていない方が担当していたのではないかと考えてしまうが いかがか。

特別支援教育室長

その担任は、特別支援学校の勤務歴が10年を超えており、当校でも8年目のベテランの教員である。また、給食指導については、他の学級の先生方を指導する立場にあり、その知識や技術については相当高いノウハウを持っている先生である。今回の事故の原因となったオレンジの摂取方法については、一房の皮を剥き、3つから4つに区分し、潰してから口の奥歯の方に入れて食べさせていたとのことである。家庭との連絡の中で、果物の摂取方法については、リンゴ等の堅い物はペースト状に、メロンやオレンジ等の柔らかい物については小さく一口大に潰して食べさせており、今回の食事でも特別に無理強いして食べさせたものではなかったと聞いている。

教 育 長

今回の事故に係る概要等は、ただ今室長から説明したとおりである。学校給食中に、その指導の中で、このような事故が発生したことは大変遺憾に思っている。児童の一日も早い回復と、このような痛ましい事故が二度と発生しないよう、しっかりと対応しなければならないと考えている。

今回の一連の経過については、県教育委員会として検証した上、どのような部分に改善すべき余地があるのかを含め、すべての支援学校に指示し、なお一層安心して給食指導ができる体制を整えたいと考えている。

佐 竹 委 員

家族の方から食事の提供方法を伺った上で対応していると思われるが、それでも今回 の事故が起きていることから、もっと慎重に対応する必要があったものと思う。食事の 環境も家庭とは異なるし、その子どものメンタル的な部分も日々違う状況にあるのかも しれない。例えば、房をもっと小さくする、日々異なる環境下でも問題が発生しない体 制を整えて頂く、あるいは主治医とも十分な連携を取る等、このような事故が発生する ことのないよう十分に検証して頂き、適切な食事の提供となるよう努めて頂きたい。

委 員 長

特別支援学校については、他の自治体でも重度障害児を受け入れて教育していることは十分理解しているが、各支援学校では、どの程度の障害をもった子どもを受け入れ、責任を持って対応していけるのか考えていく必要があるのではないか。専門的な看護師や介護士の資格を持った方がすべてに対応できない場合もあり、それを補うため、教員が勉強しながら対応せざるを得ない部分もあり、突発的な問題があったときの対応はどうしても時間を要してしまう部分が否めない。また、重度障害については、子どもにより、その程度が異なるため、教育面・指導面における対応は非常に難しい部分があるのではないかとも感じる。表現が難しい部分であるが、できる限り特別支援学校において対応していく必要性はあるものの、現状の指導に限界を感じる部分はないのか。その難しい部分に関しては、何か別な形での教育・指導を模索することも必要ではないかと思う。

佐々木委員

教育を受ける権利はすべての子ども達にあり、教育環境の提供の仕方を検討する必要があるのではないか、委員長の意見はそのような趣旨の提案と思われる。その視点からすれば、各支援学校に集めて1対1で指導する方法以外に、例えば、先生方が子どもたちの生活環境の中に出向いて行き、教育指導を行うことも一つの方法であると思う。1箇所に子ども達を押し詰めて指導することだけでなく、その子ども達が一番元気になれる環境に先生が赴いて行くことにより、そこで適切な教育や指導をしていくことも特別支援教育の一つの手法と思われる。すべての子ども達には、教育を受ける権利があり、同じ場所に集めることに固執せず、多方面から教育指導の在り方を探ることも必要ではないか。

教 育 長

委員御指摘のとおりであり、学校に来ることが困難な子どもについては、訪問指導として、先生方が出向いて指導を行っている場合もある。一方、重度の障害があっても学校に来て教室で指導を受けることを希望する家庭もあることから、そのような子ども達に対しては、学校の中における集団的な活動を含めて指導している状況にある。その中

で、現在の給食指導がそのままでいいのかどうか、これに関しては、まず保護者の方々と面談し、必要な改善を加えることとしているが、先ほどの委員御指摘の観点から、給食指導そのものについて、どのような形で実施していくことが、今後のさらなる安心・安全な給食指導となるのか検討していく必要がある。このことは、子ども達にも学校現場にとっても、とても重要な視点であることから、今回の事故をしっかりと受け止め、十分に検証を行った上、さらなる改善点を確認していきたい。

佐 竹 委 員

専門家への相談、在宅の訪問指導、家族の希望による学校現場での教育・指導等、すべてにおいて最大限の配慮をする必要がある。その中で、一番重要な部分であるのが、今回のような事故があった際に救急隊の方が到着するまでの何分かの時間であり、その間に心肺停止の状態になり、命取りになってしまう事もあるため、危機管理の最後の砦として、十分なレスキュー教育や、その体制を整えておくことが必要である。今回の事故において、先生方は、あの手この手を施したものの、喉に詰まった食材はなかなか取れず、最終的には救急隊の方が取ってくれたと聞いた。救急隊の方々は、特別な器具や装置があり、救命救急の専門であるため、適切な対応を行って頂けるが、子ども達を引き受ける以上、救急隊の方々と同程度の知識や機能を持ち合わせることが当然かと思う。例えば、家庭において、高齢の方等が喉にお餅を詰まらせた時にどう対処すればいいのかを学ぶように、学校現場でもレスキューの教育や体制等を重視していけば、同じような事故を防ぐことできるかもしれない。障害を持つ子ども達を預かる立場としては、その子ども達の生活環境の違いや体調等により、上手く対処できない場合も想定する必要があることから、適切に対応できる体制を整えてほしい。

また、子ども達の健康管理、その日の体調等について、家族の方にこまめに確認することも大事なことだと思う。子ども達の様子を見て、いつもと違う雰囲気を少しでも感じた際には、家族の方の御協力を仰ぐ、あるいは、家族の方にも学校に出向いて頂き、一緒に食事をして頂く等、そういった家庭の協力を求めることがあってもいいと思う。その2点について、今後の検証時に併せて検討してほしい。

特別支援教育室長

重度重複の子どもを担当する学校については、誤飲の事故が想定されることから、それに対応するマニュアルは整備している。また、委員御指摘の給食時等における救命救急については、近々、研修等を実施する方向で検討している状況である。

体調管理については、特別支援学校の校長会議で、子ども達の日々の健康状態の把握を徹底するよう指示している。毎年度4月の異動時等、各学校で重度重複の子ども達を初めて担任する教員に対しては、食事の仕方等を保護者に確認するよう指示している。また、子ども達の体調は日々変化していくため、その日その日の体調について、連絡帳を通して保護者と十分連絡を取り、連携を図るよう改めて確認したところである。

佐 竹 委 員

その連携等に加え、給食に立ち会って頂く等、御家族の関わりは大事なことであると思うので、月に1回、2ヶ月に1回等、学校における学習状況や指導状況、給食時の状況等を実際に確認して頂き、家庭における生活環境との違いに関する助言を頂く等、家族との連携を図ることは、非常に有効な対応策であると思われる。さらには、それを密にすることにより、事故防止の効果も期待できるものと思う。

委 員 長

先ほど教育長から説明のあった給食の指導を徹底していく部分, さらに, ただ今室長から説明のあった点等も踏まえ, 今回の事故の検証と再発防止に努めて頂きたい。

(2) 平成24年度公立高等学校入学者選抜学力検査の分析結果について

(説明者:高校教育課長)

平成24年度宮城県公立高等学校入学者選抜学力検査の分析結果について、御報告申し上げる。

黄色い表紙の別冊資料を御覧願いたい。この冊子は、検査問題の妥当性を検討し、今後の問題作成の改善に役立てること、受験者の学習成果の実態を明らかにし、今後の中学校における学習指導の改善に役立

てることを目的として作成しているものである。

2ページ右上のグラフを御覧願いたい。このグラフは、一般入試における全日制課程受験者全員の5教 科総点の度数分布を示したものである。昨年度とほぼ同様の分布で、正規分布に近い形となっている。

次に、3ページの各教科の得点分布を示すグラフを御覧願いたい。「●・実線」が本年度分、「△・点線」が昨年度分のグラフである。教科ごとに分布のピークは違うものの、得点分布から見ると、入試の問題として妥当なものであったと考えている。

次に、4ページの各教科の分析結果を御覧願いたい。400人のデータを抽出して誤答例や誤答傾向等について分析したが、中学生の学力として概ね定着している事項としては、国語の漢字、英語のリスニングがある。逆に、不足していると思われる力としては、国語では文章の構成を読み取る力、社会では資料から読み取った情報をもとに考える力、数学では与えられた条件を数式化する力、理科では基礎的な用語の理解、英語では文脈に注意して内容を読み取る力があげられる。また、全教科を通して表現力に課題があるという傾向が見られた。

続いて、5ページ以降には、各教科の問題、正答と正答率及び結果と考察を掲載しており、問題別、分野別に受験生の学力状況を詳細に分析している。

この分析冊子については、各中学校、高等学校及び各教育事務所等に送付し、中学校における学習指導の成果と課題を共有するとともに、今後の中学校、高等学校における学習指導に生かしてまいりたいと考えている。

今回,各教科の分析により浮き彫りとなった課題については、新しい学習指導要領においては、今後、特に重要な事項とされているものであるので、このことを踏まえ、中学校、高等学校においては、分かる授業、興味・関心をかきたてる授業に加え、考えたり、自分の意見をまとめて発表する場面を多く取り入れた授業の導入等、生徒の思考力・判断力・表現力を伸ばす指導の工夫・改善に努めてまいりたいと考えている。

本件については、以上のとおりである。

(質疑)

佐々木委員

これは教育委員会で分析したものと思われるが、どのような構成メンバーで評価・分析したのか伺いたい。

高校教育課長員 在 校教育課長員長 長 長 長 長 長

研修センターの指導主事及び高校教育課の指導主事である。

つまり、高校の先生が行っているとのことか。

高校の教員及び中学校の教員が分析している。

今回の分析結果に係る内容ではないが、毎年の平均点の分布に大きな変化が見られず、ほぼ同様の分布を示していると感じている。年度ごとの生徒の学力に若干の差はあっても大きな差は出てこないため、毎年変化のない分布になっていると思うが、この分析結果を基に、各学校では、教科の弱い部分を翌年度の授業や指導面に反映していくのではないか。その結果、数年後には、平均点や分布の上昇等、ある程度の学力の差が反映されてくるものと思われるが、その結果が伴っていないことの原因はどこにあると考えられるか。

高校教育課長

問題を作成する際、どの程度の平均点とするか意識している。難しい問題にすれば平均点は下がり、逆に簡単にすれば平均点は上がるため、年を追うごとに問題の水準を簡単にしていけば、平均点は上がっていくこととなる。一方、その分布については、年度ごとに大きく変動することは、あまり好ましいことではない。また、易しい問題だけを出題した場合には、生徒の学習意欲を損なうことへの懸念もあることから、これまでは比較的難しい問題を出題する傾向としていた時期もあった。

そのような経験を基に、入学者選抜においては、学習状況調査のような標準的な学力 分布を捉えるのではなく、あくまでも選抜するとの視点から、より適切な問題作りが求 められており、結果として、このような大きな変化のない分布となっている。

なお、入学者選抜では、当然ながら選抜試験の結果だけではなく、調査書等の情報も

踏まえた上、総合的に判断している。

委 員 長

10年前の受験生と現在の受験生を比較した場合,全体的な学力は若干でも上向きとなるのか。例えば、10年前の受験時に使用した問題を、今の受験生に出題した場合、その学力にどのような変化が見られそうなのか伺いたい。

高校教育課長

選抜試験に過去の問題を出す事は、受験生がその問題を確認していることもあり、実際は困難であるが、高校に入ってから同じような問題を上手く出題していくことにより、ある程度はその傾向を把握することができると思う。ただし、学習指導要領の改正や授業の重点ポイントが変わることもあり、単純に比較することは難しい面もある。また、基礎・基本については、時代に求められる表現能力や新学習指導要領によるコミュニケーション、表現・言語活動等を、例えば数学の中に取り込む等、学習の中でしっかりと身に付けさせることとしている。問題作成時にも、そのようなことを意識して取り組んでいる。

委員長御指摘の内容に対する回答が導き出せていないものと思われるが,義務教育課 や教育センターとも連携・協力しながら,学力向上チームの活動の中で検証等していき たい。

佐 竹 委 員

学力向上チームで、そのようなことを勘案して上で検討頂き、今後の問題作成に活かして頂きたい。その試験問題について、難度的には全国レベルと同程度の水準と捉えて良いか。

高校教育課長

試験問題作成時には、全国の問題も研究し作成していることから、十分に通用するものと捉えている。

(3) 平成25年度宮城県公立高等学校入学者選抜について

(説明者:高校教育課長)

平成25年度公立高等学校入学者選抜について、御報告申し上げる。

資料は、2ページと別添の広報用リーフレット及び別冊の入学者選抜概要一覧となる。

資料 2ページを御覧願いたい。「1 募集定員」であるが、全日制については、県立 14、120人、市立 1, 040人の合計 15, 160人、定時制については、県立 840人、市立 200人の合計 1, 040人となる。これとは別に、通信制は 500人の定員となっている。

本県の中学校卒業者数については、平成元年をピークとして現在まで減少傾向にあり、今後も多少の波はあるものの、減少が続く見込みである。統計数値上からは、募集定員の調整が必要な状況と見ることができる。

しかしながら、現在、東日本大震災の影響による地区間の生徒の出入りがまだ流動的であること、また、 入試制度の改革により、平成25年度は新入試制度による公立高等学校入学者選抜の初年度に当たり、出 願者の動向を見定める必要があることから、平成25年度の募集定員については、昨年と同数とすること としたものである。

次に、「2 新入試制度の概要及び日程」であるが、今回の入試改革のポイントは、中学校と高等学校を円滑に接続し、"それぞれの教育の目的の実現及び健全な教育の推進を期する"との基本方針と"入学者選抜としての公正さ・適正さ"とを堅持しつつ、本県が目指す"志の高い生徒の育成"と"更なる学力向上"を図ることをねらいとするものである。

入学者選抜の枠組みを,前期選抜,後期選抜,第二次募集という新しいシステムとするが,前期選抜については,各高等学校が事前に公表する「出願できる条件」を満たす生徒が出願できる仕組みとし,願書に加え,志願理由書を新しく導入することとしている。また,前期選抜に,新たに国語,数学,英語の学力検査を加えるとともに,面接,作文等の学校独自検査を行い,調査書も含め,志願者の意欲や目的意識,多様な能力・適性を多面的に評価することを重視した選抜を行うこととしている。後期選抜及び第二次募集については,これまでの一般入試・第二次募集とほぼ同様の仕組みで行うこととしているが,後期選抜については,調査書点と学力検査点の比重をあらかじめ示し,各学校の選抜の特色が見える形にしている。

日程については、前期選抜及び連携型入試の実施日は2月1日、合格発表日は2月12日、後期選抜の実施日は3月7日、合格発表は3月13日を予定している。

次に、別添のリーフレットであるが、これは、新入試の制度及び別冊の入学者選抜一覧の見方並びに今後の日程等を示したものである。また、別冊子の入学者選抜一覧については、これまで御説明した事項について、すべての公立高等学校の募集定員を始めとした入試情報を一覧表の形でまとめたものである。今後、中学生が中学校や各家庭において、高校受験について考えたり、進路相談をする際には、この冊子を見ながら行われることとなるので、この冊子については、各中学校及び関係機関に送付するとともに、高校教育課のホームページに掲載し、各家庭においてもダウンロードできるようにしている。

なお、今回の制度改正の趣旨や内容を生徒・保護者及び学校関係者に、十分に理解して頂くため、これまで、県内38ヵ所において、合計約5、000人の保護者や生徒等を対象とした市町村教育委員会主催の説明会を設け、県教委の担当者が直接出向いて説明をしてきた。各地域における公立高校合同説明会については、例年の倍以上の方々が出席されている。また、今後は、土日や夏休み期間を活用して、各高等学校におけるオープンキャンパスを実施し、新しい制度の周知と学校情報の提供に努め、受験者の積極的な学校選びを支えてまいりたいと考えている。

本件については、以上のとおりである。

質 疑)

佐 竹 委 員

合格発表について,前期選抜が2月12日,後期選抜が3月13日に決定されているが,それはどのような形式で発表するのか。

高校教育課長

各高等学校で受験番号を掲示する。さらに、ホームページでも、その番号を発表する 予定としている。

委 員 長

前期選抜の出願できる条件について、中学3年生の生徒やその保護者に対する周知が十分ではなく、まだまだ浸透していないと感じている。このリーフレットに記載されている「出願できる条件を満たす場合のみ出願できる。」との部分については、ほとんどの生徒が出願することができないと、誤って受け取ってしまう場合が多いのではないか。保護者の方々から聞かれた場合には、例えば、その条件の一つでも当てはまる項目があれば、出願することは不可能ではないと説明している。中学校の生徒及び保護者に対し、その内容を十分に周知する必要があり、その子ども達が、自分の希望に沿った出願が行えるような環境を整えてほしい。

高校教育課長

別冊「入学者選抜概要一覧」に記載している前期選抜における出願できる条件については、昨年7月に説明し、若干の修正を加えた上、今年7月上旬に公表している。これまでも各種の説明会等の機会を通じ、設定条件を確認頂くよう促してきたところである。各中学校においては、その指導方法を工夫して対応頂いていると思うが、中学3年生となり、受験時期が迫ってきた際に確認される方が多いものとも思われる。県教委としては、6月から7月にかけて、先ほど申し上げた保護者向けの説明会を実施しており、併せて、現在、中学校の3年生の主任、進路指導の主任の先生に対し、各高校から説明した上で、質疑応答や情報交換を実施している。さらに、各中学校の生徒に対しては、先ほど申し上げた合同説明会やオープンキャンパス等、自分の目指す高校に係る情報を収集できる場の提供も行っている。

また、応募の段階では、具体的に志願理由書等に記入する書類があるが、それは各高等学校でも配布しており、各校の情報を手に入れることができる状態となっていることから、生徒自身が進路に関する情報収集を行い、自分の目指す学校の出願条件を確認の上、十分に検討して頂きたいと思う。

いよいよ入学者選抜に係る中学校での準備が本格化する時期となり,進路指導の先生 方による面談等が段階的に行われると思われるので,県教委としては,多方面からの声 を聞きながら,情報が不足している部分があれば,それを補っていきつつ,初年度とな る新入試制度の選抜試験が円滑に行われるよう努めていきたい。

(4) 柴田高等学校における火災事故について

(説明者:高校教育課長)

柴田高等学校における火災事故について、御報告申し上げる。

資料3ページを御覧願いたい。「1 火災発生の場所」であるが、柴田高等学校のウエイトリフティング部、体操部及びバスケットボール部が使用しているトレーニング室兼部室である。

次に、「2 火災の経過」であるが、6月29日(金)の午後10時ごろ出火し、当時学校付近を車で通りかかった同校の卒業生から連絡を受けた教諭と、近隣住民の方からの通報等により、消防署が現場に急行し消防活動に当たったものの、火のまわりが早く全焼し、翌30日(土)午前2時30分ころに鎮火したものである。

次に,「3 被害の概要」であるが,けが人等の人的被害はなかったが,建物の被害として,先ほど申し上げたトレーニング室兼部室が全焼したことに加え,隣接する屋内プール及び第二体育館の窓枠や窓ガラスの一部が損傷している。また,全焼した建物内にあった,ウエイトリフティング部,体操部及びバスケットボール部の部活動用備品が焼失した。

次に、「4 出火の原因」であるが、6月30日(土)に警察と消防による現場検証が行われたものの、原因の特定には至っていない。

最後に、「5 県教委及び学校における対応」であるが、学校においては7月2日(月)の朝に全校集会を開き、火災の状況を説明した上で、落ち着いて通常通り勉学に励むよう伝えるとともに、同日付けで保護者宛に、火災の状況やさらなる防火対策等に努めることについて通知している。県教委としては、学校の安全確保のため、全焼した建物のがれき撤去と、今回の火災により損傷したプール上屋及び第二体育館の窓枠や窓ガラス等の修繕を早急に行うとともに、職員が帰宅する際の施設内の見回りを徹底する等、一層の防火対策に努めるよう学校を指導してまいる。併せて、他の県立高校に対しても、今回の事故について周知の上、注意を喚起し、防火体制の整備に努めてまいる。

本件については、以上のとおりである。

(質 疑) 佐 竹 委 員

原因の特定には至っていないとのことであるが、その箇所の建物は、建設後、何年経 過していたのか。また、自然発火するような危険性があったのか伺いたい。

高校教育課長

資料4ページの配置図を御覧願いたい。資料右下が学校の入口の誘導路となっており、その誘導路を進むと、駐車場、屋内体育館、屋内プールがあり、その西側に第二体育館及び屋内プール裏手に部室等があった。これは、宮城国体が開催された際、大会に必要な施設として、柴田町がプレハブ鉄骨造りの大きな建造物を建設したものであり、それを平成13年から14年ころに同町から寄付されたものである。その後、柴田高校で使用していることから、約10年程度経過した建物となる。

出火原因については、消火活動の終了後すぐに現場検証の予定を組んだが、建物の鉄骨等を取り除く必要があり、翌日、その撤去を行いながら数時間に渡る現場検証が行われたものの、警察消防の報告では、特に建物の中央部分が激しく燃えていたが、様々な角度から検証しても、現段階ではその特定が困難であるとのことであった。漏電による火災も考えられたが、電気系統の検査は委託業者が6月に検査したばかりであった。

佐 竹 委 員

老朽化した建物の場合,漏電による火災の可能性もあると思ったが,きちんと対応しているとのことであり安心した。今回は人的な被害がなく,建物だけの被害で済んだことは不幸中の幸いであった。

委 員 長

今回焼失した部室の位置について、学校管理上、裏手側にあることは好ましくないのではないか。火災の原因が特定できていないとのことであるが、やはり陰の方にある部室となると、未成年者は禁止されているが、タバコの吸い殻からの出火を考えてしまう。また、今回の火事とは関係ないが、連日報道等されている他県のイジメ等の問題についても、そのような場所に部室等があることは良くない。今回の火事で焼失している部分

もあるが、これを機に、先生方の目の届く表側に建設する等の対応ができないか。

高校教育課長

その建物ができる前は、これらの部活動は屋内体育館等で活動しており、特に、ウェイトリフティング部の活動では、これまでも屋内体育館1階の広いスペースを利用していた。今回焼失した部室は、その活動における調整場所として、非常に役立っていた場所となる。ウェイトリフティング部は、東北でも中心的な役割を果たしており、今回もインターハイに出場するほどの活発な活動となっているが、現状では、屋内体育館で活動することが可能であり、生徒達も頑張っていると聞いている。このため、部室等の再建については、まだ未定ではあるものの、当面の間は、屋内体育館で対応していけると聞いている。

委員長

部活動に使用する機材等にも配慮して頂き、生徒達の活動に支障が出ないよう努めて ほしい。また、再建時期は未定となっているとのことであるが、再建する場合には、そ の建設場所についても考慮するよう検討してほしい。

- 11 資料(配付のみ)
- (1) 平成24年3月高等学校卒業者の就職内定状況について
- (2) 学校の屋外プール水質サンプリング検査結果について
- (3)特別展「3. 11漫画家の祈りと激励展ー東日本大震災文庫展Ⅱー」について
- 12 次回教育委員会の開催日程について
- 委 員 長 次回の定例会は、平成24年8月10日(金)午後1時30分から開会する。
- 13 閉 会 午後3時11分

平成24年8月10日

署名委員

署名委員